

青 警 本 保 第 9 3 9 号
平 成 3 0 年 3 月 2 9 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

生活安全部が所管する許可等事務に係る手数料の一部改定について

青森県風俗営業許可申請手数料等の徴収等に関する条例の一部を改正する条例（平成30年青森県条例第42号）等が平成30年3月28日に公布され、平成30年4月1日から施行されることとなり、下記のとおり手数料が改正されることから、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 改正概要

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）（以下「標準令」とする。）に定められる手数料の標準額については、地方分権推進計画に基づき、原則として3年ごとに見直しが行われているところであり、平成29年度は見直し年度に該当するため、標準令が一部改正され、手数料の標準額の見直しが行われた。

それに伴い、青森県風俗営業許可申請手数料等の徴収等に関する条例等に定める手数料の金額を標準令で定める金額に準じたものに改正した。

2 改正に係る手数料

(1) 青森県風俗営業許可申請手数料等の徴収等に関する条例（平成12年3月青森県条例第95号）において改定される手数料名称及び金額

ア 風俗営業営業所変更承認申請手数料を11,000円から9,900円に改正した。

イ 特例風俗営業者認定申請手数料を15,000円から13,000円に改正した。

ウ 特例風俗営業者認定申請手数料（同時申請の場合で2件目以降のとき）を11,700円から10,000円に改正した。

エ 特定遊興飲食店営業許可申請手数料の同時申請による減額分を8,000円から8,700円に改正した。

(2) 青森県質屋営業許可申請手数料等徴収条例（平成12年3月青森県条例第96号）

において改定される手数料名称及び金額

ア 質屋営業許可申請手数料を25,000円から22,000円に改正した。

(3) 青森県警備業認定申請手数料等徴収条例（平成12年3月青森県条例第97号）において改定される手数料名称及び金額

ア 警備員指導教育責任者資格者証交付申請等手数料（書換え）を2,000円から1,800円に改正した。

イ 機械警備業務管理者資格者証交付申請等手数料（書換え）を2,000円から1,800円に改正した。

(4) 青森県銃砲刀剣類所持許可申請手数料等徴収条例（平成12年3月青森県条例第98号）において改定される手数料名称及び金額

ア 国際競技銃砲刀剣類所持許可申請手数料（同時申請の場合で2丁目以降のとき）を1,600円から1,800円に改正した。

イ 銃砲刀剣類所持許可証再交付手数料を2,200円から1,900円に改正した。

(5) 青森県火薬類譲渡等許可申請手数料等徴収条例（平成12年3月青森県条例第99号）において改定される手数料名称及び金額

ア 火薬類運搬証明書交付手数料を2,400円から2,100円に改正した。

(6) 青森県核燃料物質等運搬証明書交付手数料等徴収条例（平成12年3月青森県条例第100号）において改定される手数料名称及び金額

ア 核燃料物質等運搬証明書書換え手数料を4,600円から5,400円に改正した。

(7) 青森県探偵業届出証明書交付手数料等徴収条例（平成19年3月青森県条例第6号）において改定される手数料名称及び金額

ア 探偵業届出証明書書換え交付手数料を1,500円から1,600円に改正した。

イ 探偵業届出証明書再交付手数料を1,000円から1,100円に改正した。

3 施行期日

平成30年4月1日

4 添付資料

(1) 青森県報

(2) 新旧対照条文

担当 保安課許可等事務担当室
営業係
危険物係

○青森県風俗営業許可申請手数料等の徴収等に関する条例（平成十二年三月青森県条例第九十五号）（傍線の部分は改正部分）

新

旧

別表（第二条関係）

（略）

（略）

手数料を納入すべき者	手数料	
	名称	金額
一～三（略）		
四 法第九条 第一項の規定による風俗営業者の構造又は設備の変更の承認を受けようとする者	風俗営業営業所変更承認申請手数料	九千九百円
五（略）		
六 法第十条の二第一項の規定による特例風俗営業者の認定を受けようとする者	特例風俗営業者認定申請手数料	一万三千元（同時に二以上の風俗営業について特例風俗営業者の認定を受けようとする場合にあつては、一の風俗営業については一萬三千元、他の風俗営業についてはそれぞれ一万円とする。）
七～二十四（略）		

備考

一～四（略）

五 法第三十一条の二十二の規定による特定遊興飲食店営業の許可を受けようとする者が同時に他の同条の規定による特定遊興飲食店営業の許可を受けようとする場合における当該他の同条の規定による特定遊興飲食店営業の許可に係る特定遊興飲食店営業許可申請手数料の額は、それぞれ表の第十七号に定める額から八千七百円を減じた額とする。

六（略）

別表（第二条関係）

（略）

手数料を納入すべき者	手数料	
	名称	金額
一～三（略）		
四 法第九条 第一項の規定による風俗営業者の構造又は設備の変更の承認を受けようとする者	風俗営業営業書変更承認申請手数料	一万円
五（略）		
六 法第十条の二第一項の規定による特例風俗営業者の認定を受けようとする者	特例風俗営業者認定申請手数料	一万五千元（同時に二以上の風俗営業について特例風俗営業者の認定を受けようとする場合にあつては、一の風俗営業については一萬五千元、他の風俗営業についてはそれぞれ一萬七千七百円とする。）
七～二十四（略）		

備考

一～四（略）

五 法第三十一条の二十二の規定による特定遊興飲食店営業の許可を受けようとする者が同時に他の同条の規定による特定遊興飲食店営業の許可を受けようとする場合における当該他の同条の規定による特定遊興飲食店営業の許可に係る特定遊興飲食店営業許可申請手数料の額は、それぞれ表の第十七号に定める額から八千円を減じた額とする。

六（略）

○青森県質屋営業許可申請手数料等徴収条例(平成十二年三月青森県条例第九十六号)(傍線の部分は改正部分)

(略)		新
別表(第二条関係)		
手数料を納入すべき者	名称	手数料
	一 法第二条 第一項の規 定による質 屋営業の許 可を受けよ うとする者	
二万二千円	区分	金額
	一 法第二条 第一項の規 定による質 屋営業の許 可を受けよ うとする者	
(略)		旧
別表(第二条関係)		
手数料を納入すべき者	名称	手数料
	一 法第二条 第一項の規 定による質 屋営業の許 可を受けよ うとする者	
二万五千円	区分	金額
	一 法第二条 第一項の規 定による質 屋営業の許 可を受けよ うとする者	

新

（略）

別表（第一条関係）		手数料	
者	名称	区分	金額
一～五（略）			
六 法第二十二條第二項の規定による警備員指導教育責任者資格者証の交付、同条第五項の規定による警備員指導教育責任者資格者証の書換え又は同条第六項の規定による警備員指導教育責任者資格者証の再交付を受けようとする者	警備員指導教育責任者資格者証交付申請等手数料		千八百円（略）
七～十（略）			
十一 法第四十二條第二項の規定による機械警備業務管理者資格者証の交付、同条第三項において準用する法第二十二條第五項の規定による機械警備業務管理者資格者証の書換え又は法第四十二條第三項において準用する法第二十二條第六項の規定による機械警備業務管理者資格者証の再交付を受けようとする者	機械警備業務管理者資格者証交付申請等手数料	書換え（略）	千八百円（略）
十二（略）			

旧

（略）

別表（第一条関係）		手数料	
者	名称	区分	金額
一～五（略）			
六 法第二十二條第二項の規定による警備員指導教育責任者資格者証の交付、同条第五項の規定による警備員指導教育責任者資格者証の書換え又は同条第六項の規定による警備員指導教育責任者資格者証の再交付を受けようとする者	警備員指導教育責任者資格者証交付申請等手数料	書換え（略）	二千円（略）
七～十（略）			
十一 法第四十二條第二項の規定による機械警備業務管理者資格者証の交付、同条第三項において準用する法第二十二條第五項の規定による機械警備業務管理者資格者証の書換え又は法第四十二條第三項において準用する法第二十二條第六項の規定による機械警備業務管理者資格者証の再交付を受けようとする者	機械警備業務管理者資格者証交付申請等手数料	書換え（略）	二千円（略）
十二（略）			

○青森県探偵業届出証明書交付手数料等徴収条例（平成十九年三月青森県条例第六号）（傍線の部分は改正部分）

新	旧
<p>第一条（略） （手数料の納入）</p> <p>第二条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を納入しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 法第四条第二項の規定による届出があつたことを証する書面の交付を受けようとする者 探偵業届出証明書書換え交付手数料 千六百円</p> <p>三 法第四条第一項又は第二項の規定による届出があつたことを証する書面の再交付を受けようとする者 探偵業届出証明書再交付手数料 千円</p> <p>第三条・第四条（略）</p>	<p>第一条（略） （手数料の納入）</p> <p>第二条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を納入しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 法第四条第二項の規定による届出があつたことを証する書面の交付を受けようとする者 探偵業届出証明書書換え交付手数料 千五百円</p> <p>三 法第四条第一項又は第二項の規定による届出があつたことを証する書面の再交付を受けようとする者 探偵業届出証明書再交付手数料 千円</p> <p>第三条・第四条（略）</p>

青森県銃砲刀剣類所持許可申請手数料等徴収条例（平成十二年三月青森県条例第九十八号）新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

備考 （略）	八十三 （略）	別表（第二条関係） （略）			新
		手数料を納入すべき者	名称	手数料 金額	
備考 （略）	八十三 （略）	一五 （略）	六 法第六条第一項の規定による国際競技に用いる銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けようとする者	国際競技銃砲刀剣類所持許可申請手数料 三千九百円（同時に二以上の申請をする場合にあつては、一の申請については三千九百円、他の申請についてはそれぞれ千八百円とする。）	旧
		七 法第七条第二項の規定による銃砲又は刀剣類の所持の許可に係る許可証の書換え又は再交付を受けようとする者	銃砲刀剣類所持許可証書換え再交付手数料 千九百円	（略）	
備考 （略）	八十三 （略）	一五 （略）	六 法第六条第一項の規定による国際競技に用いる銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けようとする者	国際競技銃砲刀剣類所持許可申請手数料 三千九百円（同時に二以上の申請をする場合にあつては、一の申請については三千九百円、他の申請についてはそれぞれ千六百円とする。）	旧
		七 法第七条第二項の規定による銃砲又は刀剣類の所持の許可に係る許可証の書換え又は再交付を受けようとする者	銃砲刀剣類所持許可証書換え再交付手数料 二千二百円	（略）	

青森県火薬類譲渡等許可申請手数料等徴収条例（平成十二年三月青森県条例第九十九号）新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

三 (略)	二 法第十九条 第一項の規定 による火薬類 の運搬証明書 の交付を受け ようとする者	火薬類運搬 証明書交付 手数料	二千 百円	別表（第二条関係） (略)			新
				手数料を納入す べき者	手 数 料	名 称	
						区 分	
						金 額	
三 (略)	二 法第十九条 第一項の規定 による火薬類 の運搬証明書 の交付を受け ようとする者	火薬類運搬 証明書交付 手数料	二千 四 百円	別表（第二条関係） (略)			旧
				手数料を納入す べき者	手 数 料	名 称	
						区 分	
						金 額	

<p>新</p>	<p>（手数料の納入） （略）</p> <p>第二条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を納入しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第五十九条第九項の規定による核燃料物質等の運搬証明書の書換えを受けようとする者 核燃料物質等運搬証明書交付手数料 <u>五千四百円</u></p> <p>三 （略）</p> <p>（略）</p>
<p>旧</p>	<p>（手数料の納入） （略）</p> <p>第二条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を納入しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第五十九条第九項の規定による核燃料物質等の運搬証明書の書換えを受けようとする者 核燃料物質等運搬証明書交付手数料 <u>四千六百元</u></p> <p>三 （略）</p> <p>（略）</p>